**買取り協議事前調査依頼の自己チェックリスト**

|  |  |
| --- | --- |
| 買取りの申出をしようとする土地の所在及び地番 | 横浜市　　　　　　　　　区 |
| 狭あい協議年度 | 年度　　 | 狭あい協議番号 | 号　　 |
| 買取り用地の所有 | □自己所有　　□共有　（共有者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※後日住所移転する場合はご報告をお願いします。売買契約が締結できなくなる恐れがあります。※共有者が多い場合、別紙添付か、登記書類参照でも構いません。 |
| 買取り用地の分筆 | □分筆済　　□ご自身で分筆予定　　□市での分筆を希望※ご自身で分筆された場合、市で最終確認をしますが、再分筆が必要となる場合があります |

|  |
| --- |
| チェック項目（★の項目で「はい」の場合は、（）の中のどちらかに○をしてください） |
| ★　買取り用地は、既に後退整備済、又は今後後退整備予定である | □はい | □いいえ |
| ( 既に整備済・今後整備予定 ) |
| ★　買取り用地には、既にすみ切りがある、又は今後すみ切りを整備予定である | □はい | □いいえ |
| ( 既にあり・今後整備予定 ) |
| 買取り用地は、私道に接していない | □はい | □いいえ |
| 買取り用地は、建築基準法第43条第１項ただし書の許可を要する道路状空地に該当していない | □はい | □いいえ |
| 買取り用地内のすみ切りは、建築基準法第42条第１項第５号の規定に基づく道路の位置の指定を受けているものではない | □はい | □いいえ |
| ★　買取り用地には、擁壁の底版が入り込んでいない、又は今後撤去予定である | □はい | □いいえ |
| ( 既に撤去済・今後撤去予定 ) |
| ★　買取り用地には、宅桝や止水栓は存在しない、又は今後撤去予定である | □はい | □いいえ |
| ( 既に撤去済・今後撤去予定 ) |
| ★　敷地境界、道水路境界が、確定している、又は今後確定予定である | □はい | □いいえ |
| ( 既に確定済・今後確定予定 ) |
| 敷地境界確認のため、隣接地所有者等の立会いの協力が得られる | □はい | □いいえ |
| 今後市によって行う土壌汚染一般調査において、有害物質使用等の経過があると認められた場合は、ご自身により土壌汚染調査及び調査を踏まえた対策を行う | □はい | □いいえ |
| ★　買取り用地には、道路占用許可を受けることができない物件は、ない、又は今後ご自身で撤去予定 | □はい | □いいえ |
| ( ない・今後撤去予定 ) |
| すみ切用地を敷地面積から除外しても、建築基準法に適合する | □はい | □いいえ |

**※上記項目に「いいえ」に該当するものがある場合は、買取り協議に進むことはできません。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 買取り用地には横浜市が管理する道路又は水路敷地を含んでいない | □はい | □いいえ |
| 買取り用地と道路の間に水路敷地等はない | □はい | □いいえ |
| ★　敷地内に形態のない道路又は水路敷地を、含んでいない、又は含んでいるが払下げを希望する | □はい | □いいえ |
| ( 含まない・含むが払下げ希望 ) |
| ★ 買取り用地には、所有権以外の登記（仮登記、抵当権、賃貸権等）が、設定されていない、又は設定されているが今後抹消予定である | □はい | □いいえ |
| ( 設定されていない・抹消予定 ) |
| 地籍調査実施地区ではない | □はい | □いいえ |
| 固定資産税（土地・家屋）及び都市計画税を納税している | □はい | □いいえ |

**※上記項目に「いいえ」に該当するものがある場合は、市と調整が必要となります。**